

木造住宅に関する建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、一般社団法人山形県優良住宅協会・JBN山形（以下「甲」という。）と山形県（以下「乙」という。）は、山形県産木材を利用した木造住宅の建築促進を図るための建築物木材利用促進協定を締結する。

（協定の目的）

第1 この協定は、甲の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

（甲による木材の利用の促進に関する構想）

第2 甲による木材の利用の促進に関する構想は、以下のとおりとする。

（1）構想の内容

- ① 甲は、木造住宅の施工に係る建築大工等の人材育成や地域工務店会員における県産木材等の利用拡大を通じ、ゼロカーボンやまがた2050の実現とやまがた森林ノミクスの推進に貢献していく。
- ② 甲は、合法的に伐採された循環利用可能な木材を利用することにより、SDGsの実現に貢献していく。

（2）構想の達成に向けた取組の内容

- ① 甲は、建築大工技能者研修などの研修会を実施するとともに、木造建築物や県産木材に関するセミナーを開催し、木造住宅等の設計・施工に係る人材を育成する。
- ② 甲は、地域工務店が木造戸建て住宅で培った技術を活かした「やまがた省エネ健康住宅」等に取り組む会員を増やし、県産木材の利用拡大を図る。
- ③ 甲は、乙による木造住宅振興施策及び木造建築物促進施策の周知及び木材利用の意義やメリットについて、広く情報発信する。
- ④ 甲は、災害時において応急仮設住宅の建設及び応急修理対応を行う際、積極的に県産木材を使用する。

（甲の構想を達成するための乙による支援）

第3 乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対して活用可能な補助事業等の情報提供や意見交換を行うとともに、木造住宅の施工に係る技術者の育成などの甲の取組を積極的に広報する。

（構想の対象区域）

第4 本協定の対象区域は、山形県内とする。

（協定期間）

第5 本協定の有効期限は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

本協定期間満了時において、協定を継続しない場合は、相手方に対し、本締結期間満了の1カ月前までに通知するものとする。本通知がなされない場合は、本協定は、更に同一の条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

第6 その他

（1）実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組みの実施状況の報告に協力する。

（2）協定の変更及び協議

甲は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに乙と協議し、これを解決する。

（3）協定の解除

甲及び乙は、甲又は乙がこの協定で定めた取組みを実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができる。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名の上、各自その一通を保管する。

令和6年3月26日

甲 山形県山形市成沢西2-9-31-202
一般社団法人山形県優良住宅協会・JBN山形

理事長

八 銀 宏 明

乙 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県

山形県知事

吉 村 美 栄 子